令和８年（フ）第９３号
福岡県久留米市西町1500番地２
破産者　坂本　千春（旧姓向井）
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第４１６号
函館市富岡町２丁目９番25号　コミュニティ富岡１　203、開始決定時の住所函館市湯川町１丁目31番１号　函館渡辺病院東棟３階
破産者　門馬　達也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５６号
釧路市春採６丁目９番５号、前住所釧路市文苑４丁目13番１号
破産者　ラグジュアリールシールこと　工藤真理奈
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
釧路市春採７丁目15番17号
破産者　奈良　清成
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６０号
宮城県角田市角田字稔町13番地１
破産者　金谷　俊介
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６５号
宮城県伊具郡丸森町大内字七夕80番地
破産者　武藤　幸晴
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第２３号
宮城県石巻市小船越字堤下153番地
破産者　佐藤　正一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第６１号
宮城県石巻市水押２丁目10番９―45号
破産者　石森　由香
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１２６４号
横浜市神奈川区神大寺４丁目20番63号　グリーンハイツⅡ　102号
破産者　岡部　麻里
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５９号
東京都中野区大和町１丁目32番22号　グリンハイツ　203
破産者　蛭田　　亮
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５８号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目４番地２　グループホームＴＵＮＡＧＵ
破産者　知念　　清
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６４号
横浜市都筑区見花山31番９―405号
破産者　内田　悠子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４１号
新潟市江南区早通２丁目４番14号
破産者　佐藤　　斉
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６４号
長野県埴科郡坂城町大字上五明656番地１
破産者　児玉　晃祐
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第７９号
岐阜県揖斐郡大野町大字西方1117番地１
シャングリラ　102号室
破産者　牧嶋　一範
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第６０８号
京都府木津川市木津殿城22番地３　サンライフ殿城101号
破産者　下野あやか
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４号
長崎県大村市松並１丁目943番地
破産者　井田　俊一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８７号
長崎県諫早市貝津町899番地２　セレーノカーサ102、住民票上の住所福岡県豊前市大字吉木204番地15
破産者　笹原　孝太
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第６８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山2308番地40　プリンハウスＣ棟
破産者　大薗万貴子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部